

調 書 (決定)

事件の表示 平成 22 年(行ツ) 第 114 号

平成 22 年(行ヒ) 第 126 号

決定日 平成 22 年 5 月 19 日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 69 号(平成 21 年 11 月 30 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 5 月 19 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	全国金属機械労働組合港合同
上告人兼申立人	全国金属機械労働組合港合同南劳会支部
被上告人兼相手方	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	医療法人南劳会